バスご利用時のお願い

- 1. 運行の支障となることは、お避けください。
 - ※ 「旅客運送法施行規則」第四条(事業計画)
- 2. バス停は、近隣の方のご厚意により設置させていただいております。「喫煙、 ゴミのポイ捨て、騒音、私有地内への立ち入り」は迷惑行為になります。
- 3. 道路上及び車内の安全を保つため、発車の際、一度ドアを閉めましたら、そのバスにはご乗車できません。無理な乗車はご遠慮いただき、次のバスをお待ちください。
- 4. 安全運転を心がけておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。お立ちのお客様は、つり革、手すりにおつかまりください。
- 5. バス停以外の場所での乗降車はできません。
 - ※ 「道路運送法施行規則」第四条(事業計画)
- 6. バス車内での携帯電話の通話はお控えください。
- 7. 車椅子の乗車: バス車内で車椅子を固定できる場所が 1 カ所のみのため、すでに車椅子のお客様が乗車している場合は、車椅子を折りたたんで座席へ移動できる方のみ、乗車いただいております。ご了承ください。
- 8. なお、小型の電動車椅子は、一般的には乗車できますが、乗車が難しいと思われる大きさの場合は、事前に運行事業者である日立自動車交通株式会社 (電話 03-5682-1122)へご相談ください。
- 9. 原則として、降車は、バスの後方扉の利用をお願いしておりますが、前方扉からの降車をご希望の方はお申し出ください。
- 10.ただし、他の乗客の安全や路上の安全確保が難しい状況等により、ご希望に 沿えないことがあります。
- 11.車内が狭いため、ベビーカーは折りたたんでのご乗車をお願いすることがあります。
- 12.お年寄り、妊婦、乳幼児連れ、体の不自由な方等、席を必要とされるお客様がいらっしゃいましたら、席をお譲りください。
- 13.車内に持ち込みできるものは、原則として縦・横・高さがおおむね各 30cm 以内の手荷物等です。また、ペット等の小動物に関しては、鳴き声匂い等、他のお客様の迷惑にならない場合で、移動用のケース等に入れたうえで、手 荷物として持ち込み可能です。
- 14.車内持ち込めないものは、危険物、有害物、車両を汚損したり臭気を生ずる恐れのあるもの、安全運行の妨げとなるもの、他のお客様の迷惑となるもの等です。※「旅客自動車運送事業運輸規則」第五十二条(物品の持込制限)
- 15.春の行楽シーズン、周辺施設でのイベント開催時、悪天候時には運行が大幅に遅れることがあります。